健生食輸発1110第1号 令和7年11月10日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (イタリア産食品のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正:令和7年11月7日付け健生食輸発1107第1号)により通知したところである。今般、AZIENDA AGRIMONTANA S.P.A.で製造されたイタリア産アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品及びELAH DUFOUR S.P.A.で製造されたイタリア産ピスタチオナッツ又はヘーゼルナッツを含む食品のアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するとともに、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表4から同社を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のイタリアの項中、

製品検査の対象	条件	検査の項目	試験品採	検査の方法	検査を受けるこ
食品等			取の方法		とを命ずる具体
					的理由
アーモンド、くり、	別途指示	総アフラト	別表2に	平成23年8月16	総アフラトキシ
ピスタチオナッ	する製造	キシン(ア	よるこ	日付け食安発	ンが10 μ g/kgを
ツ、ヘーゼルナッ	者で製造	フラトキシ	と。	0816第2号「総	超えて含有して
ツを含む食品	されたも	$\searrow B_1$, B_2 , G_1		アフラトキシ	いるおそれがあ
	のに限る。	及びG2の総		ンの試験法に	るため。
		和)		ついて」による	
				こと。	

	製品検査の対象	条件	検査の項目	試験品採	検査の方法	検査を受けるこ
	食品等			取の方法		とを命ずる具体
						的理由
	くり、ピスタチオ	別途指示	総アフラト	別表2に	平成23年8月16	総アフラトキシ
	ナッツ、ヘーゼル	する製造	キシン(ア	よるこ	日付け食安発	ンが10 μ g/kgを
	ナッツを含む食品	者で製造	フラトキシ	と。	0816第2号「総	超えて含有して
		されたも	$\mathcal{L}B_1$, B_2 , G_1		アフラトキシ	いるおそれがあ
		のに限る。	及びG2の総		ンの試験法に	るため。
			和)		ついて」による	
					こと。	

に改める。